

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年9月18日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第1号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(賠償責任を負うべき職員の指定) 第3条 地方公営企業法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第1項後段の規定により賠償責任を負うべき職員は、同項各号に掲げる行為に直接関与したすべての職員とする。	(賠償責任を負うべき職員の指定) 第3条 地方公営企業法第34条において準用する地方自治法第243条の2の9第1項後段の規定により賠償責任を負うべき職員は、同項各号に掲げる行為に直接関与したすべての職員とする。
(金銭の出納) 第12条 (略) 2～5 (略) <u>(新設)</u>	(金銭の出納) 第12条 (略) 2～5 (略) 6 <u>第1項及び前項の規定にかかわらず、水道事業特別会計と公共下水道事業特別会計との間における金銭の出納(管理者が必要と認めるものに限り、)は、第14条第1項に規定する出納取扱金融機関が定める様式により行うことができる。</u>
<u>(小切手の支払地)</u> 第12条の3 <u>地方公営企業法施行令(以下「施行令」という。)第21条の3第1項第1号に規定する管理者が定める区域は、全国の区域とする。</u>	<u>(削除)</u>

(資金前渡及び精算) 第16条 管理者は、<u>施行令第21条</u>の5の規定によるもののほか、次に掲げるものについて、職員に対して、その資金を前渡することができる。 (1)～(8) (略) 2～4 (略)	(資金前渡及び精算) 第16条 管理者は、<u>地方公営企業法施行令（以下「施行令」という。）</u>第21条の5の規定によるもののほか、次に掲げるものについて、職員に対して、その資金を前渡することができる。 (1)～(8) (略) 2～4 (略)
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は令和8年9月24日から、第12条の3を削る改正規定及び第16条の改正規定は令和8年10月1日から施行する。

(上下水道局総務部契約会計課)